

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月19日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

#### 奈良県公安委員会規則第6号

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和60年1月奈良県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第34条」を「第38条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年7月19日から施行する。